

令和3年度  
第一回藤井寺市男女共同参画推進審議会 次第

日時 令和3年12月22日(水)  
10時～12時  
会場 市役所 3階 305会議室

- 1 委嘱状交付
- 2 会長及び副会長の選出
- 3 議題
  - (1) 令和2年度実績報告
  - (2) 令和3年度男女共同参画推進事業の取組
  - (3) その他
- 4 事務連絡

# 第3期 男女共同参画のための藤井寺市行動計画 ～スクラムチャレンジプラン～

令和2年度実績報告書

藤井寺市人権行政推進本部



## はじめに

本市では、平成 13 (2001) 年に、「男女共同参画のための藤井寺市行動計画 (ふじいでら女性プラン)」を策定しました。平成 23 (2011) 年には藤井寺市男女共同参画推進条例を施行するとともに、「第 2 期 男女共同参画のための藤井寺市行動計画」を策定しました。平成 28 (2016) 年には、同計画の見直しを行い、「第 3 期 男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～」を策定しました。本計画は、令和 2 (2020) 年を目標年次として、性別にとらわれず、自分らしさを大切にしながらいきいきと暮らしていける男女共同参画社会の実現を目指し、全庁的に取り組みを進めてきました。

本実績報告書は、令和 2 年度において実施された男女共同参画施策の取組をまとめたものです。

この 20 年の間に、男女共同参画にまつわる制度や法の整備はされてきたものの、依然としてジェンダーや固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、また、DV やセクシュアル・ハラスメント等の人権に関わる問題は深刻化し、男女共同参画社会の実現にはまだまだ多くの課題が残されています。

そこで、これまでの本市における男女共同参画の取組の成果や課題を踏まえ、令和 3 (2021) 年 3 月に「第 4 期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～」を策定しました。本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定される「市町村推進計画」及び 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定される「市町村基本計画」としても位置付けています。

本計画では、令和 7 年度までに「審議会等における女性委員の参画率 35.0%」を目標に掲げています。関係部課におきましては、目標値の達成に向け、ご理解とご協力をお願いいたします。

今後も、男女共同参画社会の実現に向け、積極的かつ着実な施策の推進をよろしくお願いいたします。

## 目 次

◇行動計画施策体系図 .....	1
◇基本目標における施策実施状況	
<b>基本目標Ⅰ 男女共同参画に対する正しい理解の促進</b>	
重点項目 1  あらゆる分野における性別役割分担意識の変革 .....	2
重点項目 2  男女共同参画を浸透させる教育・生涯学習の充実 .....	4
<b>基本目標Ⅱ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保</b>	
重点項目 1  女性の人材養成と人材把握 .....	6
重点項目 2  男女共同参画の自主活動に対する支援 .....	7
重点項目 3  性の尊重と健康への支援 .....	8

### 基本目標Ⅲ 働く場での男女共同参画の推進

重点項目 1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取り組み	11
重点項目 2	仕事と子育て・介護の両立支援	13
重点項目 3	藤井寺市の男女共同参画の職場づくり	17

### 基本目標Ⅳ DVなどのあらゆる暴力の根絶

重点項目 1	DVなどのあらゆる暴力を許さない教育・啓発	20
重点項目 2	被害者の安全の確保と自立に向けた支援	22

資料		24
----	--	----

### 第3期 男女共同参画のための藤井寺市行動計画 体系図

基本目標		重点項目		施策の方向			
I	男女共同参画に対する正しい理解の促進	1	あらゆる分野における性別役割分担意識の変革	①	広報紙、ホームページ、冊子やリーフレットによる啓発内容の充実		
				②	男女共同参画週間や人権週間などを中心とした講演やフォーラムの開催		
				③	情報発信における男女共同参画の視点への配慮		
				④	男女共同参画・多文化共生ルームを活用した周知啓発活動		
				⑤	各種団体や関係課の実施する事業と連携した啓発の実施		
		2	男女共同参画を浸透させる教育・生涯学習の充実	①	男女共同参画の視点に立った保育・教育の充実		
				②	保育や教育の場に携わる者への研修の充実		
				③	学校と連携した教育啓発事業の実施		
				④	固定的な性別役割分担にとらわれない職業選択のための進路指導の充実		
				⑤	あらゆる世代の人々に向けた男女共同参画に関する学習機会の確保		
II	男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保	1	女性の人材養成と人材把握	①	審議会等への女性の参画の促進(参画率35%以上を目標)		
				②	男女共同参画の視点を持つ人材の養成と活躍の場の提供		
		2	男女共同参画の自主活動に対する支援	①	男女共同参画の視点で活躍する団体等の育成と支援		
				②	男女共同参画情報スペースの充実と有効活用		
		3	性の尊重と健康への支援	①	ライフステージに応じた心身の健康に関する相談や講座等の開催		
				②	妊娠・出産期などに関する健康支援		
				③	喫煙・飲酒や食習慣が与える健康への影響に関する正しい知識の普及・啓発		
		III	働く場での男女共同参画の推進	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取り組み	①	男女共同参画の職場づくりに関する市内事業所への啓発
						②	セクハラ・パワハラなどあらゆるハラスメントの無い職場づくりに向けた啓発
③	先進的な取り組みを行う事業所の紹介						
④	女性の再就労や起業に関する自己啓発セミナーの実施や相談体制等の充実						
2	仕事と子育て・介護の両立支援			①	男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の推進		
				②	男女共同参画の視点に立った高齢者介護施策の推進		
				③	育児・介護等への男性の参加の促進		
3	藤井寺市の男女共同参画の職場づくり			①	男女共同参画の職場風土をつくるための庁内組織の充実強化		
				②	全ての職員がその個性や能力を発揮するための仕組みづくり		
③	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画による取り組みの推進						
IV	DVなどのあらゆる暴力の根絶	1	DVなどのあらゆる暴力を許さない教育・啓発	①	DVなどのあらゆる暴力を許さない意識を浸透させるための啓発の推進		
				②	若い世代へのデートDVの予防的取り組みの推進		
				③	加害者をつくらないための取り組みの検討		
				④	学校や地域で相談活動を行う団体などと連携した予防啓発活動の推進		
		2	被害者の安全の確保と自立に向けた支援	①	被害者が安心して相談できる窓口の充実と周知		
				②	被害者の安全確保と自立に向けた支援		
				③	相談員や担当者への研修の充実		
				④	庁内関係課や関係機関とのネットワークの強化		

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画に対する正しい理解の促進

### 重点項目1 あらゆる分野における性別役割分担意識の変革

これまでの広報紙、ホームページや講演会などによる啓発活動のさらなる充実を図ります。特に、男女共同参画社会の実現が、自分の生き方にもプラスになるということを理解してもらえるようなモデルケースや、男性側への理解を促す内容を紹介するなど、啓発効果を高める取り組みを推進します。

施策の方向	事業名	担当課	事業内容	決算(円)
①広報紙、ホームページ、冊子やリーフレットによる啓発内容の充実	広報紙による啓発	協働人権課	6月の男女共同参画週間に合わせて、市広報紙6月号にて男女共同参画特集記事を掲載した。	-
	ホームページによる啓発	協働人権課	市のホームページにて「男女共同参画」の 카테고리を設け、イベント情報や啓発資料、男女共同参画の推進施策に関する情報を発信した。	-
	啓発リーフレットの作成・配布	協働人権課	男女共同参画情報誌「まい・ゆあ・せるふVol.9」を作成し、市HPへの掲載、市役所ロビーへの配架を行い、市の男女共同参画施策の取組を周知した。	-
②男女共同参画週間や人権週間などを中心とした講演やフォーラムの開催	ふじいでらひゅーまんメッセ2020&男女共同参画フォーラム	協働人権課	市民を対象として、男女共同参画への理解を深めるためのコンサート式講演会を以下のとおり実施した。 内容：講演会「ヒューマンライツ・コンサート～音楽に込められたメッセージ～」／講師：松本 城洲夫 演奏：アンサンブル・サビーナ／実施形式：藤井寺市公式YouTubeチャンネルにてオンデマンド配信／配信日時：令和2年12月4日(金)～12月13日(日)／視聴回数：約100回	200,000
③情報発信における男女共同参画の視点への配慮	広報紙の点検	秘書広報課	毎月発行している「広報ふじいでら」の中で、男女の固定的役割分担へと結びつくような内容の文面やイラストを使用しないよう、その表記方法も含めて編集の段階で点検した。また、広報編集委員に女性5名を選し、男女平等意識を実現するために女性の視点も取り入れた広報紙づくりを目指した。	-
	男女共同参画の視点による情報発信	協働人権課	市の情報発信において、職員が男女共同参画の視点を持つように、「職員のための男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を庁内ネットワークに登録し活用を促すとともに、新採職員に対しても周知を行い、理解促進を図った。	-
④男女共同参画・多文化共生ルームを活用した周知啓発活動	男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供	協働人権課	男女共同参画に関する図書の貸出を実施するとともに、新たに43冊の図書を購入した。また、国や地方自治体の発行資料を収集し、男女共同参画ルームにて随時配架して提供した。	78,120



⑤各種団体や関係課の実施する事業と連携した啓発の実施	男女共同参画に関する本の購入・収集	図書館	働く親の育児・介護の本、資格や進路など職業選択に関する本、ジェンダー問題に関する本、ハラスメントの防止対策など、男女共同参画に関する本を収集し、提供した。それ以外にも子ども向けの啓発本、性教育についての本を用意した。また、「人権に関する本のコーナー」を常設していて、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、女子差別撤廃条約についての本などを揃えた。	他の図書と区別なく購入している為、不詳
	各種団体との共催事業	協働人権課	【再掲】藤井寺市人権のまちづくり協会との共催で、ふじいでらひゅーまんメッセ2020&男女共同参画フォーラムを開催した。	200,000

## 重点項目2 男女共同参画を浸透させる教育・生涯学習の充実

男女共同参画社会を実現するためには、次世代を担う子どもたちへの教育が欠かせません。保育所、幼稚園、小・中学校等において、女性と男性が対等な存在であることを基本とした教育を実践できるような取り組みを推進します。また、子どもたちだけでなく、あらゆる世代の人々に対しても、多様な生き方を選択することができるよう、生涯を通して学べる機会を提供します。

施策の方向	事業名	担当課	事業内容	決算(円)
①男女共同参画の視点に立った保育・教育の充実	男女平等教育の指導	学校教育課	年度当初、校園長研修会において、「男女平等教育事例集」等の活用について市の重点教育課題のひとつとして指導した。(男女平等教育事例集の活用状況 100%)	-
	学校園における男女平等教育の推進	学校教育課	すべての教育活動において男女の人権を尊重し、児童、生徒の発達段階に応じた共生教育の充実を図るよう各学校園に指導した。また、校内研修の充実を図った。	-
	男女混合名簿の実施	学校教育課	市内7小学校、3中学校のすべての小中学校で実施した。	-
	制服・体操服の点検	学校教育課	制服…市内全中学校において、男子、女子ともに制服であり、第三中学校のみ女子はスカート及びズボンの着用は選択制としている。 体操服…小・中学校では、男女とも同色の上下体操服を適用した。	-
	教科書の点検	学校教育課	小学校の家庭科及び中学校の家庭科、技術科では男女共修を実施した。	-
	男女平等の視点に立った教育・保育の推進	保育幼稚園課	乳幼児が常に安心感をもって十分活動できるよう配慮し、心身ともに健全で調和のとれた豊かな人間性をもった子どもの育成をめざし保育を実践した。	-
②保育や教育の場に携わる者への研修の充実	研修会の開催	学校教育課	会議や校内研修を通して、人権研修の一環として男女平等教育を含む教材集の活用等について学ぶ機会を設けた。	-
③学校と連携した教育啓発事業の実施	実施事業なし			
④固定的な性別役割分担にとらわれない職業選択のための進路指導の充実	進路指導の推進	学校教育課	小・中学校9年間を見通した進路指導の推進のため、小学校より、多様な価値観を認め合える教育及びキャリア教育を実施した。また、職業体験学習において職業に対する固定的な性別役割分担意識を助長する考えの払拭、解消を図った。	-

④固定的な性別役割分担にとらわれない職業選択のための進路指導の充実	小・中学校におけるキャリア教育の推進	学校教育課	以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権尊重を基盤とした職業観の育成</li> <li>・ 職業体験学習、ボランティア活動を通し、社会や生き方について「自ら学び、考える力」を育成</li> <li>・ 市内中学校における職業体験学習(新型コロナウイルス感染拡大のため計画のみで実施せず)</li> <li>・ 全小学校におけるゆめ・こころのプロジェクト・ドリームプレゼンターの学校派遣</li> <li>・ 市内全小中学校におけるボランティア活動</li> </ul>	-
⑤あらゆる世代の人々に向けた男女共同参画に関する学習機会の確保	親子クッキング	健康課	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止	-
	幼児クッキング	健康課	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止	-
	料理教室	生涯学習課	簡単ヘルシー料理、簡単に作れる料理教室の実施を予定していたが、応募人数が少数のため開講せず。	-

## 基本目標Ⅱ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保

### 重点項目1 女性の人材養成と人材把握

社会のあらゆる分野において女性の参画を促進するためには、男女共同参画の視点を持って意見や考えを述べ、また行動できる人材が欠かせません。社会のあらゆる場面における方針や意思決定の場に、男女共同参画の視点が反映されることの重要性が理解でき、また自ら関わろうとする人材を養成するため、これまで様々なテーマで実施してきた男女共同参画推進講座の実績を引き継ぎ、参加者同士の意見交換や交流の機会を設けるなど、さらに理解を深めることのできる講座を実施していきます。また、暮らしに関わる身近な話題などから、男女共同参画を学ぶことのできる講座の開催など、より多くの市民の参加が見込める取り組みを実施していきます。

施策の方向	事業名	担当課	事業内容	決算(円)
①審議会等への女性の参画の促進(参画率35%以上を目標)	審議会等への女性委員の参画促進	関係各課	目標達成に向け、平成25年4月1日に制定した「藤井寺市審議会等委員への女性登用促進要綱」に基づき、全庁的に女性委員登用促進を図った。 ・地方自治法第180条の5に基づく委員会(令和3年3月31日現在) 機関数6 / 委員数37人 / 女性委員数7人 / 女性比率18.9% ・地方自治法第202条の3に基づく委員会(令和3年3月31日現在) 機関数43 / 委員数389人 / 女性委員数104人 / 女性比率26.7% ・全体(令和3年3月31日現在) 委員数426人 / 女性委員数112人 / 女性比率26.3%	-
		協働人権課	審議会等を所管している関係部課に対して、一人でも多い女性委員の登用に向けた取組依頼を通知した。	-

## 重点項目2 男女共同参画の自主活動に対する支援

男女共同参画社会に関する情報や資料の提供と、市民活動グループの交流の場として、パープルホール3階に男女共同参画ルームを設けています。しかし、施設の認知度は低いのが現状です。このスペースを有効に活用していくため、さらなる周知啓発活動を行います。また、今後はこのスペースを利用した上映会などのイベントを定期的に開催するほか、幅広い情報を提供し、より利用しやすい交流の場や情報発信の拠点として、一層の機能充実を図ります。

施策の方向	事業名	担当課	事業内容	決算(円)
①男女共同参画の視点で活躍する団体等の育成と支援	連合婦人会活動への支援	生涯学習課	連合婦人会活動へ補助金を交付するなど支援を行った。 主な事業:編物・リフォーム教室の開催・作品展示	70,193
	保健推進員活動への支援	健康課	保健推進員(総人数39人)の以下の活動へ支援を行った。 1. 通年事業:乳幼児健診での補助業務、PRポスターをボードに掲示 2. 各種会議の開催:献血キャンペーンへの参加、各部会への参加(①PRイベント部会、②母子部会)、各種事業(健康教育等)への動員 (令和2年度においては事業計画はあったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止事業あり)	509,430
	自主研究グループみらいへの支援	協働人権課	自主研究グループみらい(平成13年度に企画した女性講座の修了生たちが集まって発足した、女性問題の自主研究グループ)と協働して男女共同参画推進講座を企画し、当グループの活動の場を提供した。	-
	男女共同参画ルームの開設	協働人権課	パープルホール3階に以下のとおり開設し、ワーキングルーム(グループ登録制)、フリースペース、情報コーナーを設け、男女共同参画を目指す活動の場として提供した。 ・フリースペース…時間:9時~17時(木・日曜日除く) ・ワーキングルーム…時間:9時~17時(木曜日除く) / 登録団体:12団体	-
②男女共同参画情報スペースの充実と有効活用	男女共同参画に関する情報収集・提供	協働人権課	男女共同参画ルームにおいて男女共同参画に関する図書やNPO法人等の民間団体の活動情報の資料、国・地方自治体発行資料を提供した。	-

### 重点項目3 性の尊重と健康への支援

男女共同参画社会の実現にあたっては、男女がお互いの性を十分理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことが大切です。特に女性は、妊娠や出産などのライフイベントを経験する可能性があり、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することについての理解が深まる取り組みを充実します。また、女性が自分の心身の健康についての決定意識を持てるような学習の機会の提供や啓発を行うほか、妊娠・出産期や更年期など、ライフステージに応じた心身の健康に関する医療や相談体制の整備を図ります。さらに、これらを進めていくためには、男性の理解と協力が不可欠であることから、女性と男性が協力し合える支援や啓発を行います。

施策の方向	事業名	担当課	事業内容	決算(円)
①ライフステージに応じた心身の健康に関する相談や講座等の開催	性行為感染症等防止に向けた教育の推進	学校教育課	中学校の保健・道徳の授業の中で、エイズをはじめとする性行為感染症に関する正しい知識の普及・啓発を推進した。	-
	訪問指導	健康課	心身機能の低下防止と健康の保持増進を図ることを目的として実施した。 対象:40～64歳の市民/実人数:26人/延人数:34人	-
	乳がん・子宮がん検診	健康課	以下のとおり実施した。 ・乳がん:1,085人(集団検診)/157人(個別検診) ・子宮がん:122人(集団検診)/1,185人(個別検診)	18,461,473
	健康教育	健康課	「自らの健康は自らがつくる」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的として実施した。 集団健康教育:26回 210人	-
	健康相談	健康課	生活習慣病の予防や改善に関する個別の相談に応じ、家庭における健康管理を図ることを目的として実施した。 対象:40～64歳の市民/実績:49回 51人	-
	住民健康診査	健康課	特定健康診査の内容に加え、補助的に実施することにより、健康についての認識と自覚を高めることを目的に実施した。 対象:40歳以上の特定健康診査の対象者、及び後期高齢者医療健康診査対象者/受診者数:8,353人	37,640,075
	生活習慣病予防のための料理教室	健康課	生活習慣病予防の基礎知識を身につけることにより、本人、家族の健康の保持増進を図ることを目的として開催した。 対象:20歳以上の市民/実施回数:4回/参加者:46人 (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため4回(2コース)中止。)	82,024
②妊娠・出産期などに関する健康支援	母子健康手帳	健康課	妊婦に母子の健全育成を図ることを目的として母子健康手帳を交付した。 届出数:418人	81,180

②妊娠・出産期などに関する健康支援	妊婦一般健康診査	健康課	妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血やその他の合併疾患のチェックを行い、流産・死産・未熟児出生等を予防することを目的として実施した。 受診者:実人数649人 延人数4,899人	42,739,214
	マタニティ(両親)教室の開催	健康課	実習や講義を通して親としての意識を高め、母子の健全育成を図ることを目的として開催した。 対象:妊婦及びその配偶者/実施回数:4回/延人数:60人	96,000
	妊産婦・乳幼児保健指導	健康課	子育てをめぐる環境の変化に対応しつつ、育児不安の解消等の生活支援を行い、母子の健全育成を図ることを目的として実施した。 面接・電話:延人数2,911人/訪問(こんにちは赤ちゃん事業含):延人数1,316人	184,000
	乳児一般健康診査	健康課	乳児の疾病の早期発見を行うとともに乳児の健康の保持増進を図ることを目的として実施した。 受診者:390人	2,491,344
	乳児後期健診	健康課	乳児の疾病の早期発見や成長発達を確認することを目的として実施した。 受診者:387人	2,571,228
	4か月児健康診査の実施	健康課	4か月児の疾病の予防、早期発見・早期治療を図るとともに保護者に健康相談、保健指導を実施し、乳児の健全な育成を図ることを目的として実施した。 受診者:386人	1,187,246
	1歳6か月児健康診査	健康課	1歳6か月児の疾病の予防、早期発見・早期治療を図るとともに保護者に健康相談・保健指導を実施し、幼児の健全な育成を図ることを目的として実施した。 受診者:466人	2,531,708
	2歳6か月児歯科健康診査	健康課	う蝕の急増期である2歳6か月児及びその保護者に対し、う蝕等の歯科疾病の予防を図ることを目的として実施した。 受診者:集団健診336人/個別健診57人	829,060
	3歳6か月児健康診査	健康課	3歳6か月児の疾病の予防、早期発見・早期治療を図るとともに保護者に健康相談・保健指導を実施し、幼児の健全な育成を図ることを目的として実施した。 受診者:466人	2,605,608
経過観察健康診査	健康課	乳幼児健康診査や相談の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対して健診・相談を行い、疾病の早期発見及び健全な育成を図ることを目的として実施した。 すくすく健診(身体):177人/ふれあい相談(精神):258人	1,174,123	

②妊娠・出産期などに関する健康支援	妊婦歯科健康診査	健康課	妊娠中は体調や生活習慣の変化で、歯周疾患に罹患しやすくなるため、歯科健康診査を行い、予防や早期発見・早期治療を図った。 受診者数:136人	897,600
	子育て世代包括支援センター	健康課	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して相談支援を行い、必要に応じて支援プランを策定し、関係機関と連携して包括的な支援事業を実施した。	2,156,770
③喫煙・飲酒や食習慣が与える健康への影響に関する正しい知識の普及・啓発	たばこの害の啓発	健康課	禁煙による健康増進を図るため、健康課でたばこの有害物質の展示及び市内の禁煙外来の掲示、世界禁煙週間に合わせ市役所1階ロビーの階段蹴込み部分を利用し、たばこの害について啓発活動を実施した。	-
	妊娠届時の喫煙・飲酒のアンケート	健康課	妊娠届時のアンケートの項目で、飲酒(妊婦)、喫煙(妊婦と家族)の状況を確認し、該当する方には母体及び胎児への影響を説明し、禁煙・禁酒に向けての指導を実施した。 妊娠届出数:418人	-



### 基本目標Ⅲ 働く場での男女共同参画の推進

#### 重点項目1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取り組み

女性活躍推進法では、自らの意思によって働き、または働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる社会の実現を図ることをめざしています。そのためには、その妨げとなるこれまでの職場の慣習や体質を改めていかなければなりません。市内の事業所に対しては、男女共同参画の職場づくりについての周知啓発を行うとともに、モデルとなる取り組みの紹介や相談体制を充実します。また、結婚や出産・育児などで離職した女性に対しても、再就職に向けた能力開発講座の実施や情報提供を行います。

施策の方向	事業名	担当課	事業内容	決算(円)
①男女共同参画の職場づくりに関する市内事業所への啓発	事業主に対する各種情報の提供	商工労働課	男女雇用機会均等やワーク・ライフ・バランスの推進のため、パンフレット・ポスター等により事業主に対する関係法令等の周知・啓発を行うとともに、労働環境向上を主眼とするセミナーを開催し事業主へ働きやすい職場づくりへの啓発活動を行った。	-
②セクハラ・パワハラなどあらゆるハラスメントの無い職場づくりに向けた啓発			実施事業なし	
③先進的な取り組みを行う事業所の紹介			実施事業なし	
④女性の再就労や起業に関する自己啓発セミナーの実施や相談体制等の充実	創業支援事業	商工労働課	関係機関と連携し、創業を希望する方に対する相談や、創業された方に対するフォローアップを通じて、地域における創業支援の充実を図った。	-
	地域就労支援事業	商工労働課	雇用・就労を実現できない者や就労意欲が低い学卒無業者などに対して、一人ひとりに応じた就労支援メニューを提供し、就労阻害要因の克服や就労に関する意識意欲の向上を図り、地域の関係機関が連携し雇用・就労につなげた。	-
	母子・父子自立支援プログラム策定	子育て支援課	母子父子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当の受給者(生活保護受給者を除く)の自立・就労支援のため、個々の受給者のケースに応じた自立支援プログラムを作成し、受給者の自立・就業に結びつけた。	0
	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	子育て支援課	ひとり親家庭の母又は父が職業能力の開発のために雇用保険制度等の教育訓練給付の指定講座等を受講する場合、受講料の6割相当額の補助を行った。	0
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	子育て支援課	ひとり親家庭の母又は父が経済的自立に効果的な資格(看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師。)を取得するため、養成機関で1年以上修業する場合、修業期間全期間(上限3年)において、月額100,000円(市民税非課税世帯)または月額70,500円(市民税課税世帯)を支給する。	8,500,000

④女性の再就労や起業に関する自己啓発セミナーの実施や相談体制等の充実	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業	子育て支援課	養成機関の受講料の2割を受講終了時給付金(上限10万円、下限4千円)として、また、受講終了日から2年以内に高等学校卒業程度認定試験の全科目に合格した場合、受講料の4割を合格時給付金として支給する。	0
	母子自立支援員の配置	子育て支援課	母子父子自立支援員を配置し、母子家庭・父子家庭及び寡婦の方に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付や離婚前の相談も含め、あらゆる相談に応じ、自立に必要な情報提供も行った。	0
	母子生活支援施設事業	子育て支援課	さまざまな問題のために児童の養育が十分にできない場合に、児童と一緒に児童福祉施設へ入所することにより、自立を支援した。	0
	ひとり親家庭等無料法律相談事業	子育て支援課	大阪弁護士会より派遣された弁護士による、ひとり親家庭等を対象とした無料法律相談を行い、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行った。	401,269
	男女共同参画推進講座	協働人権課	～時間を有効に使いたいあなたへ～「したい」と「すべき」からヒモ解く時間活用術 仕事以外の時間の効率的な活用方法を学ぶワーク・ライフ・バランス講座を開催した。 日時: 令和2年11月15日(日)9時30分～11時30分実施/参加者:8人/講師:ワーク&ライフ キャリアコンサルタント 戎 多麻枝氏/実施形態:オンライン  女性のためのスモールステップ講座～新しい生活に向けて～ 経済面や子どもへの影響から離婚に踏み切れない女性向けに対し、今後の人生設計について、離婚も選択肢の一つとして認識した上で主体的な選択ができるように知識を学ぶ講座を3回にわたり開催した。 日時:①令和3年2月18日(木) 離婚の基礎知識、②3月4日(木) 離婚前後のお金、③3月18日(木) 子どもに伝える・向き合う 各日10時～11時30分実施/参加者:①9人、②13人、③8人/ 講師:①②女性共同法律事務所 角崎 恭子氏、③まえむきIPPO 大森 順子氏/実施形態:オンライン	120,000
	労働に関する情報の提供	協働人権課	ドーンセンターや大阪府が開催する女性のための就労支援等の講座情報のチラシを市役所の情報交流ひろばや男女共同参画ルームにて配架提供した。	-

## 重点項目2 仕事と子育て・介護の両立支援

子育てや介護をしながら働き続けることのできる職場づくりを推進するためには、その受け皿となる子育て支援サービスや介護サービスの充実が欠かせません。働く男女や、これから働こうとする男女が利用しやすいよう、特に子育て支援については、子ども・子育て支援新制度に基づき、保育需要に対する供給体制の拡充と保育環境の改善や、多様な保育ニーズに対応した、一時預かり事業、病児・病後児保育事業などの充実に努めます。

施策の方向	事業名	担当課	事業内容	決算(円)																							
①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の推進	障害児に対する支援施策	学校教育課	障害児に対する支援施策の充実を図った。 肢体不自由児訓練士報償費、支援教育研修会(教育相談を含む)、通学援助金制度	1,790,000																							
	子育てママのおしゃべりサロン	生涯学習課	子育て支援グループ“アイセル”のボランティアのサポートによる子育て中の保護者の集いで、子育てにおける悩みの相談や保護者どおしの交流を図ることを目的に実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動自粛した。	0																							
	親子ふれあい広場	生涯学習課	全身を使った遊びを親子で行いながら、幼児にとって心身のバランスのとれた発達をめざすとともに、保護者どおしの交流の機会に役立てる教室を実施を予定していたが、応募人数が少数だったため開講せず。	0																							
	はぐくみ学級	生涯学習課	乳幼児を中心とした就学前の子を持つ保護者を対象に子育てのあり方についての学習機会を提供するため実施を予定していたが、応募人数が少数だったため開講せず。	0																							
	放課後児童会	生涯学習課	放課後に保護者が不在となる児童に、仲間と一緒に楽しく遊ぶ場を提供し、保護者と指導員が協力しながら、集団生活の中で、自主的・計画的、安全に過ごすことができるよう生活習慣を養うことで、当該児童の健全な育成を図ることを目的として、市立小学校7校の余裕教室で実施した。 <table border="1" data-bbox="1050 1023 1599 1353"> <thead> <tr> <th>児童会名</th> <th>開設場所</th> <th>在籍児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あおぞら学級</td> <td>藤井寺小学校内</td> <td>110名</td> </tr> <tr> <td>ふじのこ学級</td> <td>藤井寺南小学校内</td> <td>97名</td> </tr> <tr> <td>すぎのこ学級</td> <td>藤井寺西小学校内</td> <td>110名</td> </tr> <tr> <td>なかよし学級</td> <td>藤井寺北小学校内</td> <td>89名</td> </tr> <tr> <td>たけのこ学級</td> <td>道明寺小学校内</td> <td>84名</td> </tr> <tr> <td>ひまわり学級</td> <td>道明寺東小学校内</td> <td>67名</td> </tr> <tr> <td>たんぽぽ学級</td> <td>道明寺南小学校内</td> <td>65名</td> </tr> </tbody> </table>	児童会名	開設場所	在籍児童数	あおぞら学級	藤井寺小学校内	110名	ふじのこ学級	藤井寺南小学校内	97名	すぎのこ学級	藤井寺西小学校内	110名	なかよし学級	藤井寺北小学校内	89名	たけのこ学級	道明寺小学校内	84名	ひまわり学級	道明寺東小学校内	67名	たんぽぽ学級	道明寺南小学校内	65名
児童会名	開設場所	在籍児童数																									
あおぞら学級	藤井寺小学校内	110名																									
ふじのこ学級	藤井寺南小学校内	97名																									
すぎのこ学級	藤井寺西小学校内	110名																									
なかよし学級	藤井寺北小学校内	89名																									
たけのこ学級	道明寺小学校内	84名																									
ひまわり学級	道明寺東小学校内	67名																									
たんぽぽ学級	道明寺南小学校内	65名																									

①男女共同参画の視点に 立った子育て支援施策の 推進	こんにちは赤ちゃん 事業	健康課	乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、心身の状況・養育環境等の把握や助言を行った。 対象：生後4か月頃までの乳児のいる家庭／実績：397戸	800,550
	キッズくらぶ	健康課	教室参加を通して保護者の育児不安や育児負担などを軽減し、母子の健全育成を図ることを目的として実施した。 対象：1歳6か月児健康診査において保護者が育児上の困難感している親子等 実績：4回×1コース 計4回 延人数36人	21,900
	赤ちゃんルーム	健康課	交流の場を通して孤立化を防ぎ、育児支援を行うことを目的として実施した。 回数：4回／対象：生後6か月までの乳児等とその保護者／参加者：延27組 延人数56人	96,000
	赤ちゃんクッキング	健康課	離乳食の正しい知識の普及を目的として開催した。 対象：4～7か月児を持つ保護者／実施回数：5回 延人数32人(保護者と赤ちゃん合わせて)	134,115
	きらりキッズー子育て ネットワークづくりの 支援、子育て相談機能 の充実ー	保育幼稚園課	・市立幼稚園(5園)で毎月2回(8月を除く)幼稚園の一部教室や園庭などを利用し、幼稚園を地域子育てのコミュニティの場として事業を実施した。 ※道明寺幼稚園は月1回きらりキッズ、もう一回は園庭開放 ・子育て相談についても随時実施を図り、子育て環境の充実を図った。	-
	延長保育	保育幼稚園課	保護者の就労形態の多様化、勤務時間等の増加に対応するため、延長保育を、市立第1・2・3・4保育所、ひかりこども園、ラミー保育園、惣社保育園、ふじの子保育園、ふじの子第二保育園、ななこども園、キングダム・キッズ 藤井寺、ふじみ保育園で実施した。	4,824,500
	一時保育	保育幼稚園課	週2～3日のパート勤務や急病、葬祭等の緊急時に対応する一時保育を市立第1保育所、ひかりこども園、惣社保育園、ふじみ保育園で実施した。	13,692,936
	わんぱく広場	保育幼稚園課	就学前の児童とその保護者を対象に、市立保育所とななこども園で、遊びや子育ての悩み相談などに対応した。	-
	育児の悩み電話相談・子育て「ほっと」 ダイヤル	保育幼稚園課	子育ての悩みを気軽に相談していただき、経験豊富な保育士が相談に応じた。	-
	ファミリーサポートセ ンター事業	子育て支援課	市が設立したファミリーサポートセンターに、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が、会員として登録し、相互援助活動を行った。	1,655,076
子育てネットワーク づくりの支援	子育て支援課	子育て支援団体と連携し、地域の子育てネットワークづくりを進めた。	-	

①男女共同参画の視点に 立った子育て支援施策の 推進	子ども家庭総合支援 拠点事業	子育て支援課	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うもので、子ども家庭支援員及び虐待対応専門員を配置することで相談機能の強化を行い、相談支援の充実を図った。	3,497,458
	地域子育て支援拠 点事業	子育て支援課	(一般型)5か所 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進、子育て等に関する相談及び援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。	42,806,000
	カンガルー教室	子育て支援課	育児に関する心配事や不安について、保護者と一緒に考え、遊びの経験を通じて親子とともに、豊かな力を育てていけるよう支援した。	2,738,918
	子育てマップ	子育て支援課	子どもの遊び場や子育てにかかわる施設やサービスなど、子育てに必要な情報をとりまとめた子育てマップを作成し、配付した。	319,000
②男女共同参画の視点に 立った高齢者介護施策の 推進	在宅訪問歯科事業	健康課	歯の健康維持・回復の為に歯科医師と歯科衛生士が訪問により歯科検診及び診療を実施するもの。 延人数:0人	-

<p>②男女共同参画の視点に立った高齢者介護施策の推進</p>	<p>一般介護予防事業</p>	<p>健康課</p>	<p>一般介護予防事業として以下の事業を実施した。          ①介護予防講座          目的:介護予防に関する知識の普及・啓発を行う／対象:65歳以上の市民／実績:12回 延人数105人          ②介護予防手帳          目的:介護予防事業等の記録を記入し、対象者本人の自覚を促す／対象:介護予防事業の対象者等／実績:30冊          ③男性料理教室地域の会(わいわい親和会)          目的:介護予防に資する地域活動組織の育成・支援等を行う／対象:男性の健康料理教室を卒業した方／実績:8回 60人(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1教室当たりの人数を減らし、2コースに分けて実施)          ④お達者くらぶ          目的:介護予防に関する知識の普及、啓発に努め、主体的な健康増進を目指す／対象:65歳以上の市民／実績:お達者くらぶ 23回 延人数240人          ⑤健康教育          目的:正しい知識の普及を図ることにより、健康の保持増進を図る／対象:65歳以上の市民等／実績:0回 0人          ⑥健康相談          目的:心身の健康に関する個別の相談に応じ、家庭における健康管理を図る／対象:65歳以上の市民／実績:91回 411人          ⑦訪問指導          目的:必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と、健康の保持増進を図る／対象:65歳以上の市民／実績:0人          ⑧元気はつらっクラブ          目的:要支援・要介護状態等となることを予防し、QOLの向上を目指す／対象:65歳以上の市民／実績:6回 延人数66人</p>	<p>775,099</p>
<p>③育児・介護等への男性の参加の促進</p>	<p>男性の健康料理教室・わいわい教室</p>	<p>健康課</p>	<p>食の基礎を学ぶことを目的として開催した。          実施回数:14回／対象者:20歳以上の男性／参加者:延129人</p>	<p>280,824</p>

### 重点項目3 藤井寺市の男女共同参画の職場づくり

女性活躍推進法では、各自治体の地域内における推進計画の策定だけでなく、自治体と事業所(従業員301人以上)における男女共同参画の職場づくりに向けた、数値目標を含む行動計画を策定するとともに公表することが義務付けられています。本市の策定する行動計画が、市内事業所における取り組みのモデルとなるよう周知啓発し、誰もが働きやすく、また働き続けることのできる職場づくりを推進します。さらに、本市における取り組みを着実に推進するため、藤井寺市人権行政推進本部を活用して男女共同参画推進プロジェクトチームや各課へ男女共同参画推進員を設置するなど、庁内の推進体制をさらに整備します。

施策の方向	事業名	担当課	事業内容	決算(円)
①男女共同参画の職場風土をつくるための庁内組織の充実強化	人権推進員の配置	協働人権課	市政のあらゆる業務を、男女共同参画を含め人権尊重の視点を持って推進していくため、43各課(室)に一人の人権推進員を配置し、男女共同参画の視点からの職場づくりに努めた。	-
②全ての職員がその個性や能力を発揮するための仕組みづくり	新規採用職員研修	人事課	実施方法:庁内ネットワークを用いた研修 テーマ:「男女共同参画社会について」 受講者:令和2年度新規採用職員27人	-
	職員向けの苦情・相談窓口	人事課	セクシュアル・ハラスメントに関する苦情・相談窓口を人事課に設けるとともに、相談員を人事課、協働人権課、教育総務課、水道局庶務課、市民病院事務局に所属する職員のうちから指名し、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応した。 また、人事課長が必要と認めた場合は、苦情処理委員会を開催し、苦情処理委員会は当該事案を調査審議し、調査の結果、セクシュアル・ハラスメントの事実が確認された場合、任命権者が加害者に対して懲戒処分を含む措置を行うこととしている。 令和2年度相談件数 1件	-
	職員啓発チラシの配布及び掲示	協働人権課	庁内の啓発リーフレット「La seeek」を庁内ネットワークを利用して新採職員に対して周知を行うとともに、庁内更衣室に掲示して、職員に啓発した。	-
	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止に向けた指導	学校教育課	年度当初、校園長研修会において指導。校内での相談体制を整えるとともに、周知を図るよう指導した。	-

②全ての職員がその個性や能力を発揮するための仕組みづくり	職員向け研修	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに関する苦情・相談窓口を設けるとともに、府教育委員会作成の「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q&amp;A集」を活用しての研修を実施した。令和2年度相談件数 0件</li> <li>・職場におけるパワー・ハラスメントの防止および対応に関する指針(平成23年2月)、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針(平成29年9月)、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針(平成29年9月) 学校へ周知徹底を図るよう指導した。</li> </ul>	-
③女性活躍推進法に基づく事業主行動計画による取り組みの推進	学校運営の意思決定の場への女性参画の推進	学校教育課	市内小中学校10校で女性校長(2名)女性教頭(3名)を登用している。また学校において学校運営への女性参画を推進した。	-
	女性職員の登用促進(令和2年4月1日現在)	人事課	以下のとおり登用した。 主幹以上 52人(男性128人)(令和2年4月1日現在) 令和2年度女性職員の昇任 部長級 0人、次長級 1人、課長級 2人、課長代理級 8人、主査級 7人 (令和2年4月1日現在)	-
	育児休業、介護休暇、産前休暇、子の看護休暇等の周知	人事課	育児休業・介護休暇・産前休暇、子の看護休暇等に関する条例及び規則を周知し、制度について啓発を推進し、取得の促進を図った。	-
	男性職員の育児参加のための休暇の周知	人事課	出産に係る子については産後8週間、上の子については産前8週間、産後8週間の間で5日取得可能な制度について周知を行った。	-



③女性活躍推進法に基づく事業主行動計画による取り組みの推進	藤井寺市特定事業主行動計画の推進	人事課	<p>職員が子どもたちの健やかな育成に取り組むことができるよう、職場を挙げて支援していくため、次世代育成支援対策推進法に基づき平成19年2月に策定された藤井寺市特定事業主行動計画(平成22年4月に一部見直し)を推進するため、啓発資料の作成・配布等により、行動計画の内容を周知徹底した。</p> <p>○藤井寺市特定事業主行動計画の内容</p> <p>(1) 妊娠中及び出産後における配慮 女性職員の身体的負担等を考慮した職場環境の整備に努める。</p> <p>(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進 出産後の配偶者を支援するため、子どもの出生時における父親の休暇取得の促進を図る。</p> <p>(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等 不安を感じることなく育児休業を取得できるように、代替要員等の措置について検討をすすめるとともに職場復帰への支援等の充実を図る。また、育児休業に関する制度や手続き等の情報提供を拡充する。</p> <p>(4) 超過勤務の削減 子育てを職場としてサポートしていくという観点からも、さらなる削減を図る。</p> <p>(5) 休暇の取得の促進 年次休暇を取りやすくするため、計画的な年次休暇の取得の推進に取り組む。また、子の看護休暇等の特別休暇の取得促進を図る。</p>	-
	時間外勤務削減の推進	人事課	<p>職員の健康保持と勤労意欲の増進を図る観点から、時間外勤務の取り扱いは、1ヶ月45時間以下、1年間360時間以下であること、またノー残業デーの徹底の通達を行った。</p>	-

基本目標Ⅳ DVなどのあらゆる暴力の根絶

重点項目1 DVなどのあらゆる暴力を許さない教育・啓発

女性に対する暴力を根絶するため、家庭・地域・職場・学校など社会のあらゆる場で、暴力を許さないという教育や研修、啓発活動などに取り組んでいきます。特に、子どもの頃から身につけておくことによって、将来の被害者や加害者を無くしていくことにもつながるため、今後はこのような、加害者をつくらないための対策や啓発のあり方についても研究していきます。

施策の方向	事業名	担当課	事業内容	決算(円)
	DV、セクシュアル・ハラスメント等防止に向けた研修の推進	学校教育課	DV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた教職員研修会を実施した。	-
	男女共同参画推進講座	協働人権課	【再掲】女性のためのスモールステップ講座～新しい生活に向けて～ 経済面や子どもへの影響から離婚に踏み切れない女性向けに対し、今後の人生設計について、離婚も選択肢の一つとして認識した上で主体的な選択ができるように知識を学ぶ講座を3回にわたり開催した。 日時 ①令和3年2月18日(木) 離婚の基礎知識、②3月4日(木) 離婚前後のお金、③3月18日(木) 子どもに伝える・向き合う 各日10時～11時30分実施／参加者 ①9人、②13人、③8人／講師 ①②女性共同法律事務所 角崎 恭子氏、③まえむきIPPO 大森 順子氏／実施形態 オンライン	90,000
①DVなどのあらゆる暴力を許さない意識を浸透させるための啓発の推進	パープルリボンの配布	協働人権課	女性への暴力の根絶を訴えるパープルリボンを配布して啓発した。 配布場所:協働人権課窓口、市役所情報交流ひろば、男女共同参画ルーム、市民総合会館受付	-
	パープルライトアップの実施	協働人権課	女性への暴力の根絶を訴えるパープルリボンにちなみ、パープルライトアップ及びパネル展を行った。 ※児童虐待防止を訴えるオレンジリボンと連携して実施。 ・日程 11月12日(木)～25日(水) ・場所 市役所庁舎8階(パネル展は市役所1階ロビーにて実施)	-
	広報紙による啓発	協働人権課	市広報紙の「知ろう学ぼう人権」枠で、女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて11月号でJKビジネスを取り上げた。	-
	DV啓発動画の配信	協働人権課	女性に対する暴力のうち、DVについて解説した動画を藤井寺市公式YouTubeチャンネルにて配信した。 配信期間 令和2年11月18日(水)～令和3年3月31日(水)	-

②若い世代へのデートDVの予防的な取り組みの推進	女性への暴力や買春等防止に向けた教育の推進	学校教育課	授業等において、正しい知識の指導や適切な情報を理解するための啓発活動を推進した。	-
②若い世代へのデートDVの予防的な取り組みの推進	啓発リーフレットの配布	協働人権課	若年層へのデートDV予防のため、男女共同参画啓発リーフレット「Tomorrow11号」を成人式にて配布して啓発した。	-
③加害者をつくらないための取り組みの検討	実施事業なし			
④学校や地域で相談活動を行う団体などと連携した予防啓発活動の推進	郵便局と協働の取組	協働人権課	女性への暴力の根絶を訴えるパープルリボンを市内郵便局8か所に設置し、啓発を行った。	-

## 重点項目2 被害者の安全の確保と自立に向けた支援

DV被害には、身体的な暴力だけでなく精神的な暴力も含まれます。しかし、被害者の中には、DVについての知識がない、または、知っていても他人に話しづらい、話しても解決できないなどの様々な思いを抱き、誰にも相談できずに我慢を強いられている人が多いと推察されます。また、男性が被害者となる場合もあることから、男女を問わず、いかに相談窓口につなげ、必要な支援に結び付けていくのが大切です。そのためにも、相談窓口の情報を様々な機会を通じて周知するとともに、庁内の各種相談窓口担当課からなる、人権相談ネットワーク会議の活用と、関係機関の理解と連携を深めるための取り組みを強化します。

施策の方向	事業名	担当課	事業内容	決算(円)
①被害者が安心して相談できる窓口の充実と周知	相談カード	協働人権課	「女性のための相談カード」を公共施設の女性用トイレに設置して、相談先を周知した。 設置場所:市役所本庁、市民総合会館、図書館、病院、体育館、アイセルシユアホールの女性用トイレ、市内郵便局8か所	-
	人権悩みの相談室	協働人権課	暮らしの中で起こる人権、女性の人権に関する問題や悩みに専任の女性相談員が対応した。 開設日時:毎週月・火・水・金・土曜日(祝日含む)の9時～12時・13時～16時に開設/相談件数:延275件(内DV相談48件)/特設相談:(女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて実施)11月13日(金)、20日(金)18時～21時/相談件数:0件【夜間相談】、(人権週間に合わせて実施)12月13日(日)9時～12時 13時～16時/相談件数:0件	1,686,977
	女性のお悩み相談	協働人権課	藤井寺市人権のまちづくり協会と連携し、「子育て」「DV・モラハラ」「生きづらさ」の悩みに応じた相談会を実施した。 日時:①子育て 1月17日(日)10時～17時、②DV・モラハラ 2月21日(日)10時～17時、③生きづらさ 3月21日(日)13時～22時/相談件数:0件	-
②被害者の安全確保と自立に向けた支援	関係部署・関係機関と連携した被害者支援の実施	協働人権課	被害者一人ひとりに応じて、大阪府女性相談センターや庁内担当課、人権悩みの相談室と連携し、被害者の保護や自立に向けた支援を行った。	-
③相談員や担当者への研修の充実	人権悩みの相談室相談員の研修会参加への支援	協働人権課	人権悩みの相談室の相談員が相談ノウハウを高められるように研修や講座への参加を支援した。 参加実績 ・大阪府主催「大阪府人権総合講座後期」科目選択(4人参加) ・大阪府委託「おおさか相談フォーラム」(3人参加) ・内閣府主催「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」(4人参加)	-
	DV担当職員の研修会参加	協働人権課	DV担当職員が相談ノウハウを高められるように研修や講座へ参加した。 参加実績 ・大阪府主催「大阪府人権総合講座後期」科目選択(1人参加) ・NPO法人主催「デジタル性暴力の防止についてのオンラインフォーラム」(1人参加)	-

④庁内関係課や関係機関とのネットワークの強化	人権相談ネットワーク会議の設置	協働人権課	DV支援における庁内の連携協力体制を図るため、人権相談ネットワーク会議を設置している。	-
	被害者支援に関わる関係機関との連携	協働人権課	関係機関が集まる会議(11月26日(木)開催「DV相談事業関係者会議」)に参加すると共に、被害者の安全確保や一時保護が必要とされる場合、警察署や大阪府女性相談センター、大阪府富田林子ども家庭センターと連携して被害者支援を行った。	-

審議会等女性委員比率(令和3年3月31日現在)

○地方自治法第202条の3に基づく委員会

名称	担当課	委員数(人)	内女性数(人)	比率(%)	前年度(%)
防災会議	危機管理室	31	3	9.7	6.5
国民保護協議会	危機管理室	29	1	3.4	0.0
情報公開審査会	総務課	4	1	25.0	25.0
個人情報保護審査会	総務課	4	1	25.0	25.0
行政不服審査会	総務課	4	1	25.0	25.0
公共施設マネジメント検討委員会	資産活用課	0	0	—	—
指定管理者候補者選定委員会	行財政管理課	0	0	—	—
総合計画審議会	政策推進課	14	4	28.6	28.6
職員倫理委員会	人事課	5	1	20.0	20.0
特別職報酬等審議会	人事課	0	0	—	—
議会議員その他非常勤職員公務災害補償等認定委員会	人事課	5	1	20.0	20.0
議会議員その他非常勤職員公務災害補償等審査会	人事課	3	1	33.3	33.3
住居表示審議会	市民課	0	0	—	—
人権を守るまちづくり審議会	協働人権課	10	5	50.0	50.0
男女共同参画推進審議会	協働人権課	10	5	50.0	50.0
市民協働推進委員会	協働人権課	10	4	40.0	40.0
環境保全審議会	環境衛生課	0	0	—	—
障害者介護認定審査会	福祉総務課	16	3	18.8	31.3
保健福祉計画推進協議会	福祉総務課	16	10	62.5	62.5
民生委員推薦会	福祉総務課	12	4	33.3	36.4
介護認定審査会	高齢介護課	38	10	26.3	34.2
地域密着型サービス運営委員会	高齢介護課	7	2	28.6	28.6
地域包括支援センター運営協議会	高齢介護課	7	2	28.6	28.6
老人ホーム入所判定委員会	高齢介護課	7	1	14.3	28.6
国民健康保健運営協議会	保険年金課	14	4	28.6	28.6
子ども・子育て会議	子育て支援課	10	9	90.0	66.7
児童福祉審議会	子育て支援課	5	2	40.0	40.0
市立休日急病診療所運営委員会	健康課	11	3	27.3	27.3
健康づくり推進協議会	健康課	20	8	40.0	42.1
予防接種健康被害調査委員会	健康課	8	1	12.5	25.0
健康増進計画・食育推進計画策定委員会	健康課	0	0	—	—
都市計画審議会	都市計画課	14	1	7.1	14.3
景観審議会	都市計画課	9	0	0.0	0.0
空家等対策協議会	都市計画課	9	1	11.1	11.1
市立藤井寺市民病院医療倫理委員会	市民病院事務局	0	0	—	—
市立小中学校通学区区域審議会	教育総務課	0	0	—	—
市立学校教科用図書選定委員会	学校教育課	9	2	22.2	22.2
いじめ問題専門委員会	学校教育課	5	1	0.0	20.0
文化財保護審議会	文化財保護課	7	1	14.3	14.3
史跡古市古墳群整備検討委員会	文化財保護課	6	0	0.0	0.0
生涯学習審議会	生涯学習課	13	7	53.8	53.8
市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会	スポーツ振興課	10	2	20.0	0.0
スポーツ推進審議会	スポーツ振興課	7	3	42.9	42.9
計		389	105	27.0	27.1

○地方自治法第180条の5に基づく委員会

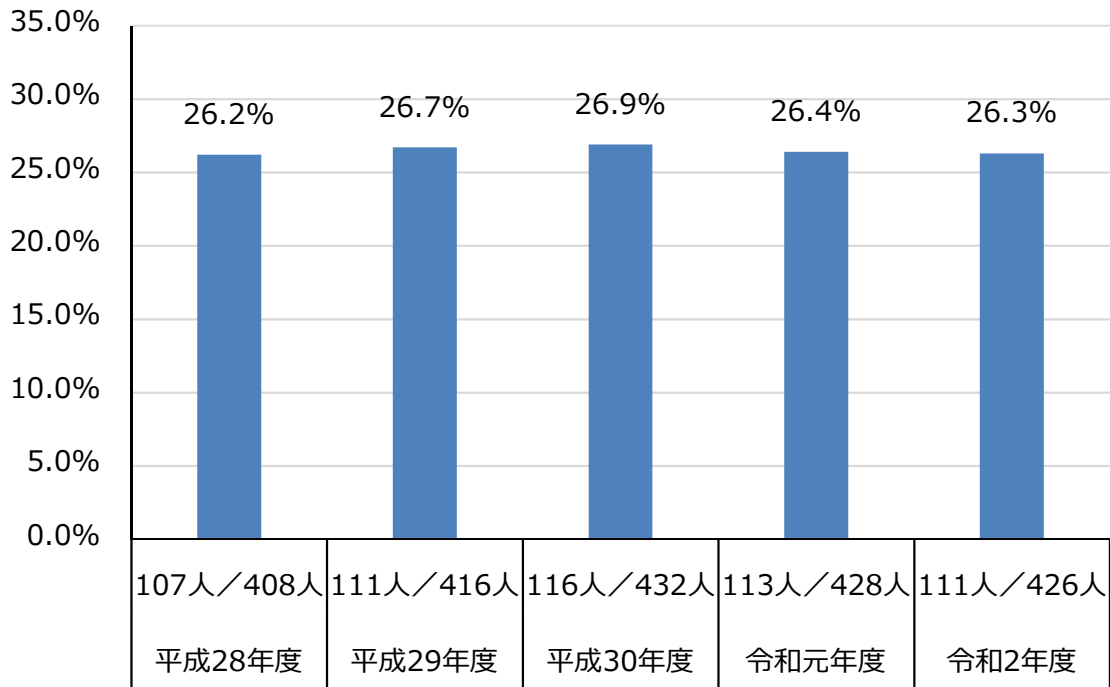
名称	担当課	委員数(人)	内女性数(人)	比率(%)	前年度(%)
教育委員会	教育総務課	4	2	50.0	50.0
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	7	2	28.6	28.6
公平委員会	公平委員会事務局	3	1	33.3	33.3
監査委員	監査委員事務局	2	0	0.0	0.0
農業委員会	農とみどり保全課	18	2	11.1	11.1
固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会事務局	3	0	0.0	0.0
計		37	7	18.9	18.9

<全体>

委員数	内女性数	比率(%)	前年度(%)
426	112	26.3	26.4

## ■ 審議会等女性登用率進捗状況

### ○ 女性委員割合（目標値:35.0%）



※人数は、地方自治法第180条の5及び同第202条の3に基づく委員会の合計人数

※年度の最終日現在の数値

### ○ 女性委員がない審議会

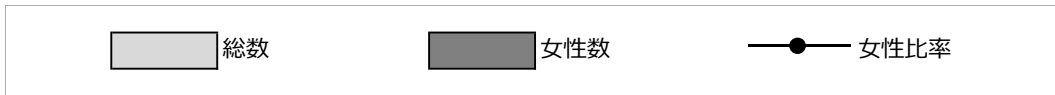
年度	審議会数	女性委員0の審議会
平成28年度	40	6
平成29年度	41	6
平成30年度	43	7
令和元年度	42	7
令和2年度	41	4

※審議会数は、地方自治法第180条の5及び同第202条の3に基づく委員会の合計

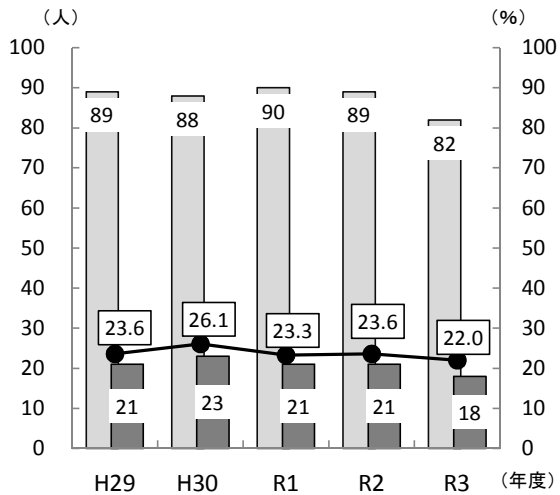
※年度の最終日現在の数値

## ■ 女性職員の登用状況

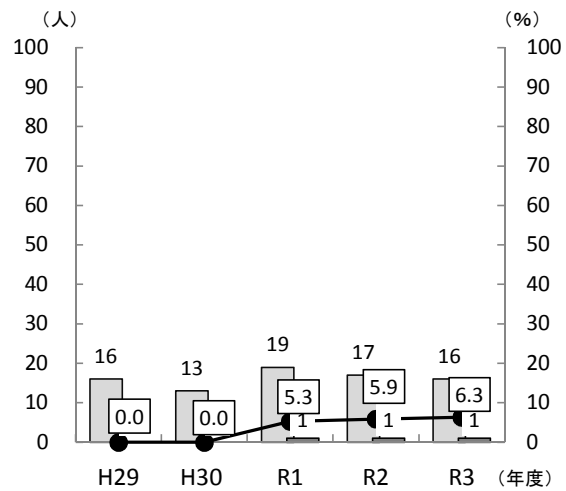
(提供：人事課)



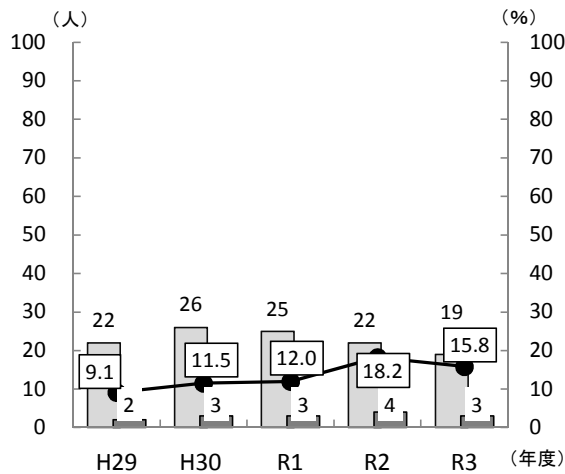
### ○ 全管理職（課長级以上）



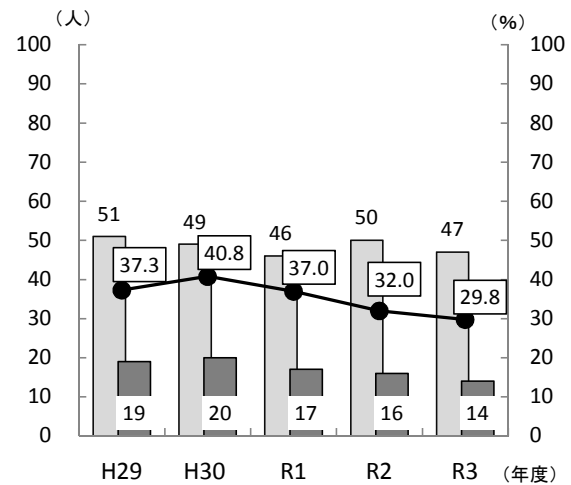
### ○ 部長相当職



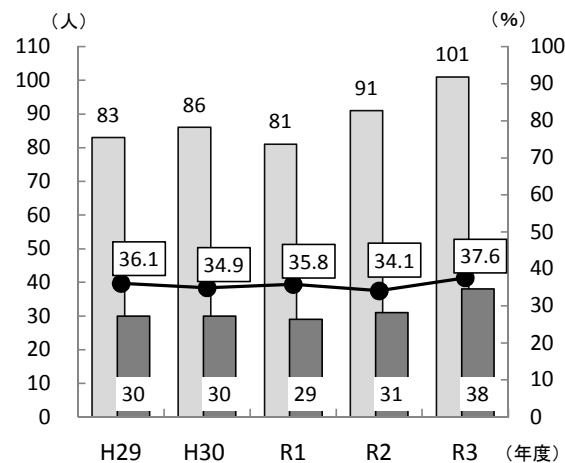
### ○ 次長相当職



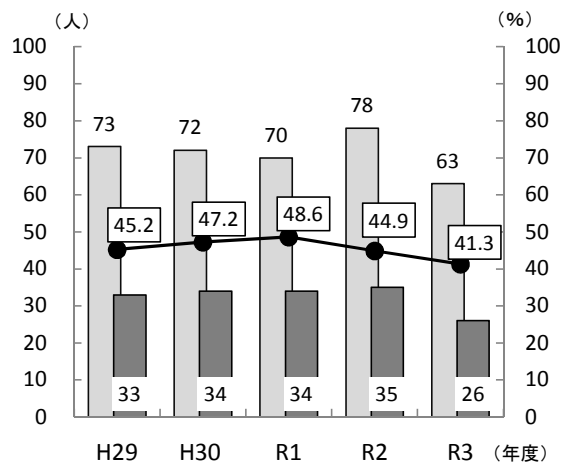
### ○ 課長相当職



### ○ 課長補佐相当職



### ○ 係長相当職





## ■DV相談件数

	平成28年			平成29年			平成30年			令和元年			令和2年			
	事務局	相談室	合計	事務局	相談室	合計	事務局	相談室	合計	事務局	相談室	合計	事務局	相談室	合計	
延相談件数	20	26	46	21	21	42	21	17	38	31	80	111	49	50	99	
うち 生活の本拠をともにする交際相手からの暴力(同棲)	2	0	2	0	0	0	0	1	1	2	0	2	2	1	3	
うち 生活の本拠をともにしない交際相手からの暴力(デートDV)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	
相談人数	18	16	34	17	14	31	21	12	33	26	17	43	33	10	43	
相談者性別 (相談人数)	女性	17	14	31	16	14	30	21	10	31	25	16	41	32	8	40
	男性	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0
	本人以外	1	2	3	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	2	3
被害者性別 (相談人数)	女性	18	16	34	17	14	31	21	11	32	25	17	42	33	10	43
	男性	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0
被害者年代 (相談人数)	10代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20代	1	0	1	1	2	3	1	2	3	10	1	11	6	2	8
	30代	5	2	7	4	1	5	3	4	7	4	2	6	9	1	10
	40代	3	2	5	4	3	7	8	3	11	2	4	6	7	0	7
	50代	2	2	4	0	1	1	7	1	8	4	4	8	3	1	4
	60～64歳	5	2	7	3	0	3	0	0	0	1	1	2			
	65歳以上	0	0	0	1	1	2	1	1	2	2	2	4			
	60代													1	0	1
	70代													2	1	3
	80歳以上													1	0	1
不明	2	8	10	4	6	10	1	1	2	3	3	6	4	5	9	
相談形態 (延相談件数)	電話	2	17	19	2	9	11	1	3	4	2	8	10	9	35	44
	面接	18	8	26	19	12	31	17	13	30	25	71	96	33	9	42
	その他	0	1	1	0	0	0	3	1	4	4	1	5	7	4	11
児童と同居(相談人数)	5	4	9	9	5	14	7	4	11	13	5	18	22	6	28	
相談対応 (延相談件数)	一時保護	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1	
	他機関紹介(引継ぎ)	13	0	13	11	0	11	15	0	15	14	2	16	18	2	20
	助言	4	2	6	4	1	5	4	0	4	6	78	84	21	45	66
	情報提供	0	2	2	6	0	6	2	0	2	9	0	9	9	1	10
	傾聴	3	22	25	0	20	20	0	17	17						

※協働人權課・藤井寺市人權悩みの相談室における対応件数

## 令和 3 年度 男女共同参画推進事業の取組

## (1) 男女共同参画フォーラム

【内 容】 ジェンダーについて学び、男女共同参画について理解を深めるため、映画上映会と講演会を実施。

第一部：講演会「実写版『アラジン』の魅力！」

講師 今井 小の実 さん（関西学院大学人間福祉学部教授）

内容 実写版「アラジン」を切り口として、ディズニープリンセスの描かれ方の変容や日本が抱えるジェンダーの課題についてお話しいただいた。

第二部：映画上映会「実写版『アラジン』」（吹替版・字幕付）

【日 時】 7月3日（土）13時～16時15分

【参加者】 約30人

## (2) 男女共同参画推進講座

詳細は、資料 2-1 のとおり

## (3) 動画配信

男女共同参画に関する啓発動画を藤井寺市公式 You Tube チャンネルにて配信。

## ① DV について

【配信開始日】 令和 3 年 6 月 1 日



## ② アンコンシャス・バイアスについて

【配信開始日】 未定

## (4) 女性に対する暴力に関する取組

## ① デート DV 出前講座

若年層への DV に対する理解向上を図るために、若年層の間で問題となっているデート DV（交際相手からの DV）についての出前講座の実施を働きかける。（資料 2-2）

【対 象】 市内中学校・高等学校の生徒

## ② 広報紙（11月号）

女性に対する暴力について理解促進を図るため、11月12日～25日の女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、「知ろう 学ぼう 人権」のコーナーで啓発記事を掲載。（資料 2-3）

### ③パネル展

女性に対する暴力防止啓発のためのパネル展を実施。

【日 時】11月17日(水)～26日(金) 9時～17時30分

※女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、また、児童虐待防止啓発と合わせて実施

3月実施予定

【場 所】市役所1階ロビー



### ④パープルライトアップ

女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、市役所本庁等をパープルにライトアップ。

【場 所】①市役所本庁舎

②アイセル シュラ ホール

【日 時】①11月12日(金)～18日(木) 18時～22時

②11月19日(金) 18時～20時

### ⑥夜間相談

女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、人権悩みの相談室を夜間に開設し、電話相談に対応。

【日 時】11月12日(金)、19日(金) 18時～21時

【件 数】0件

### (5) その他啓発

#### ①広報紙(6月号)

男女共同参画について理解促進を図るため、6月23日～29日の男女共同参画週間に合わせて、市広報紙にて男女共同参画特集記事を掲載(資料2-4)。

#### ②男女共同参画情報紙

情報紙「まい・ゆあ・せるふ Vol.10」を作成し、講座や講演会にて配布および市役所ロビーや窓口等に配架。

令和3年度 男女共同参画推進講座

資料2-1

	講座名	開催日時	回数	実施形態	概要	講師	参加者	基本目標
1	職場で活かせる褒め講座	10月3日(日) 10時～12時	1回	対面	職場での良好な対人関係を築くために、自己肯定感を高め、自他ともに尊重する(ほめる)コミュニケーションおよび、ハラスメントが生じる起因について学ぶ。	薄井 修司 氏 (一般社団法人日本ほめる達人協会 大阪支部長)	13人	Ⅱ-2-②
2	子どもに伝える性教育	10月15日(金)～ 11月14日(日)	4回	オンデマンド 配信 (録画配信)	性について正しい理解を深め、子どもに伝えることができるよう、性に関する知識や子どもへの性についての伝え方を学ぶ。 動画①②性についての基礎知識 動画③④子どもへの伝え方	①②佐保 美奈子 氏 (大阪府立学院看護研究科 准教授) ③④徳永 桂子 氏 (思春期保健相談士)	135人	Ⅲ-1-③
3	男女脳のからくり	1月18日(火) 10時～11時30分	1回	オンライン	「男性脳」「女性脳」に疑問を呈し、それを解明することで、人の個性を捉えるときに、性別のレッテルを取り払った見方を養う。	四本 裕子 氏 (東京大学大学院准教授)	—	Ⅰ-2-③
4	～きくみるふれる～ 生理がラクになる？フェムテックとは??	2月6日(日) 10時～11時30分	1回	対面	女性特有の病気や生理現象などを含む、女性の生きづらさをテクノロジーで緩和するフェムテックの意義について学ぶとともに、その商品を実際に見て触れる機会とする。	林 祐子 氏 (助産師、さずかりサロン・こうのとり倶楽部)	—	Ⅲ-1-①
5	韓国ドラマの面白さを探る ～「冬のソナタ」から「愛の不時着」まで～	3月12日(土) 10時～12時	1回	オンライン	ジェンダー視点を養うために、韓国ドラマをとおして、その背景や歴史について、ジェンダーの観点から考察する。	山下 英愛 氏 (文教大学文学部教授)	—	Ⅰ-1-②

## デートDV 予防出前講座

# それ、デートDVかも！？

## ～お互いを大切にする対等な関係づくりのために～

最近、若年層の間でデートDV（恋人間で起こる暴力）が問題となっています。殴る蹴るなどの身体的暴力だけではなく、ばかにしたり、メールやスマホをチェックしたりするのも暴力にあたります。交際経験のある20代の女性では約4人に1人が被害を受けています。

子どもたちが暴力の被害者や加害者になる前に、暴力を回避する力を身に付けることが重要です。

藤井寺市では、市内の中学校や高校の生徒にデートDVについての正しい知識を学んでもらうための出前講座を実施しています。

無料で講師を派遣しますので、ぜひご活用ください。

（予算に達しましたら、申込受付を終了します。）

- 対 象 市内の中学校・高等学校の生徒
- 場 所 各学校で準備
- 時 間 1時間程度
- 費 用 無料（講師派遣料は市で負担します。）
- 内 容 相談に応じます。
- 申込方法 「デート DV 予防出前講座申込書」を開催希望日の1か月前までに藤井寺市協働人権課までメールまたは FAX にて提出してください。

**【 申込・問合せ先 】**

藤井寺市市民生活部協働人権課 藤井寺市岡1-1-1

TEL 939-1059 FAX 952-8981 E-mail kyoudou-jinken@city.fujiideralg.jp



## 必要な方へ生理用品を配布しています



様々な事情によって生理用品の入手に困っている人がいます。

市では、「生理の貧困」対策として、災害用の備蓄品を活用し、相談窓口で生理用品の無償配布を行っています。相談も受け付けていますので、お気軽にお越しください。

**対象** 生理用品の入手に困っている市内在住、在勤、在学の方  
**配布場所**

①人権悩みの相談室(パープルホール3階男女共同参画ルーム内)  
月・火・水・金・土曜日 9時～12時、13時～16時 ☎939・1118

②社会福祉協議会(福祉会館1階) 平日(祝日を除く) 9時～17時30分 ☎938・8220

※各配布場所へマイバッグを持ってお越しください。

※声を出さなくても大丈夫です。スマートフォンで市のホームページ画面を提示してください。



## こんな相談をお受けしています

秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

## ①人権悩みの相談室

夫からモラハラやDVを受けている、子育てが不安、人間関係に困っているなど、女性の悩みについて、女性相談員が寄り添いながらお聴きします。

## ②社会福祉協議会

生活に困っている、利用できる福祉サービスや制度を知りたいなど、福祉の悩みについて、コミュニケーションワーカーがお話を伺います。

## 「生理の貧困」とは

様々な事情で生理用品の入手に困る、いわゆる「生理の貧困」が、コロナ禍の影響により社会問題として表面化し、クローズアップされています。

「生理の貧困」の原因は、経済的な困窮だけではなく、DVや虐待で「夫や保護者に買ってもらえない」、父子家庭のため「父親に買って欲しいと言えない」、不十分な性教育により「生理に関する知識が不足している」などによっても起こります。

生理用品を十分に入手できないため、長時間にわたって同じナプキンを使用したり、トイレットペーパーでの代用を強いられる場合があります。健康への影響が懸念されます。また、そのために、生理の期間中は仕事や学校を休まざるを得ないなど、日常生活に支障を来すこともあり、「生理の貧困」は、女性の健康だけでなく、女性の社会参画の機会喪失に関する問題です。

問合せ 協働人権課人権推進担当(1階④番窓口) ☎939・1059

## 11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です

犯罪被害に遭われた方やその家族・遺族の皆さんが、被害から立ち直ることは容易なことではありませんが、早い段階で支援を受けることで、その後の回復が進みます。

大阪被害者支援アドボカシーセンターでは、犯罪被害に遭われた方への相談、付き添いなどの支援を行っています。

不用な本の寄付にご協力ください！～ホンデリング<sup>ホン</sup>本で広がる支援の輪<sup>リング</sup>～

いらない本等を寄付して、犯罪被害者支援に役立てませんか？

寄付された本等の買取相当額は、大阪被害者支援アドボカシーセンターへ寄付されます。

相談電話 ☎06・6774・6365

(月～金曜日【祝日、年末年始を除く】10時～16時)

全国共通ナビダイヤル ☎0570・783・554

(年末年始を除く7時30分～10時、16時～22時)

秘密は厳守します。相談・支援はすべて無料です。

問合せ 認定NPO法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター ☎06・6774・6365

本市でもこの取り組みに賛同し、市役所1階ふらっとに回収ボックスを設置しました。ご協力よろしくお願ひします。

問合せ 協働人権課人権推進担当(1階④番窓口) ☎939・1059



知ろう 学ぼう 人権

## それはケンカじゃなく、DVかもしれません

11月12日～25日は  
「女性に対する暴力をなくす運動期間」



パープルリボンには、女性に対する暴力を防止するというメッセージが込められています。

問合せ先 協働人権課人権推進担当(1階④番窓口) ☎939・1059

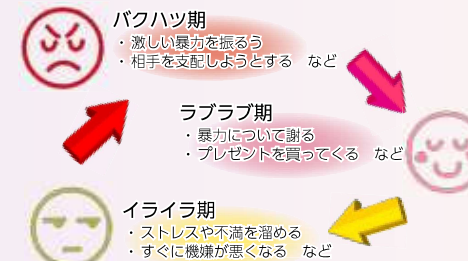
## DVとは

「DV 防止法」(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)が施行されて今年で20年になり、DV(ドメスティック・バイオレンス)という言葉は多くの人が耳にしたことがあるものとなりました。

DVとは、夫婦や恋人などの親しいパートナー間で行われる暴力のことです。男性から女性へのDVが多いですが、女性から男性、あるいは同性同士でも行われています。「暴力」というと、殴る、蹴るといった身体的な暴力をイメージすることが多いと思いますが、それ以外に、自殺をほめめかす、脅すなどの精神的暴力、働かせない、生活費を渡さないなどの経済的暴力、裸の写真を撮る、性行為を強要するなどの性的暴力もあり、すべてDVになります。

## DVのサイクル

DVには下の図のような一定のサイクルがあります。ストレスをため込むイライラ期、ストレスが爆発し暴力を振るうバクハツ期、急に優しくなるラブラブ期があります。



全てのDVがこのサイクルにあてはまるというわけではなく、ラブラブ期がなかったり、イライラ期が長く続いたりする場合もあります。

ラブラブ期では、パートナーがとても優しくなるため、「本当は優しい人」などと思い、暴力から抜け出しにくくなります。また、サイクルは何度も繰り返され、徐々にエスカレートしていきませんが、被害者は暴力のある生活に慣れてしまい、それがおかしいことと気づきにくくなり、「離れることはできない」「この関係の中でなんとかやっていきたい」と思うようになります。

## ケンカとDVの違い

ケンカとDVは全くの別物です。お互いが対等な立場でぶつかり合えるのであれば、ケンカです。しかし、暴力や暴言によって相手を支配することはDVになります。「パートナーと一緒にいるとビクビクする」「自分の気持ちが言えない」「常に顔をうかがってしまう」などと思うのであれば、パートナーとの関係は対等ではなく、主従関係にあり、DVの状態かもしれません。

## 暴力は許されません

令和2年度の内閣府の調査によると、日本では、約4人に1人が配偶者から、約8人に1人が交際相手から暴力を受けたことがあるという結果が出ています。いかなる理由があっても、どんな間柄であっても、暴力の正当化はできません。暴力を受けた側は悪くありません。暴力のない社会を築くために、私たち一人ひとりがいかなる暴力も許さないという認識を持つことが大切です。

## 【相談先紹介】

■人権悩みの相談室 ☎939・1118

9時～12時、13時～16時(月・火・水・金・土曜日)

※夜間特設相談 11月12日(金)・19日(金) 18時～21時

■大阪府女性相談センター ☎06・6946・7890 24時間対応

■ドーンセンター ☎06・6937・7800

火～金曜日16時～20時/土・日曜日10時～16時 ※祝日除く

■女性の人権ホットライン ☎0570・070・810

8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日除く)

※強化週間 11月12日(金)～18日(木) 8時30分～19時

11月13日(土)・14日(日) 10時～17時

女性に対する暴力をなくす運動期間と児童虐待防止推進月間に合わせて、以下のとおり実施します。

## 【パネル展】

日時 11月17日(水)～26日(金) 9時～17時30分

場所 市役所1階ロビー

## 【ライトアップ】

パープルリボンとオレンジリボンにちなみ、市役所庁舎8階・アイセル シュラ ホールをライトアップします。

日程 ・市役所庁舎8階 11月12日(金)～25日(木)

・アイセル シュラ ホール 11月19日(金)



# 女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。

令和3年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

## ジェンダーとは

「清楚な方と聞いて、あなたはどんな人物を想像しますか。女性をイメージしませんか。それは「清楚≠女性」という思い込みがあるからです。

私たちに生まれつきの生物学的性別(セックス)とは別に、社会や文化によってつけられる社会的性別(ジェンダー)があります。妊娠や出産ができるできない、筋力の差などは生物学的な男女の違いであるのに対し、「女だからこうあるべき、男だからこうあるべき」といった社会通念や慣習に基づいた役割や行動などにおける男女の違いがジェンダーです。

私たちは、成長する過程で、周囲から影響を受けてジェンダーの意識を刷り込まれます。「清楚≠女性」と考えるのもジェンダー意識によるものです。(1)

## ジェンダーがもたらす課題

国では、男女共同参画への理解を深めるため、毎年6月23日から29日までを男女共同参画週間としています。この機会に皆さんも男女共同参画について考えてみてください。



持続可能な開発目標 (SDGs) 該当目標: 5

ジェンダーは私たちにどのような影響を与えているのでしょうか。例えば、「男は頼りになる方がいい」「女は愛嬌がある方がいい」といった、社会から求められる男性像、女性像の枠に無理やりはまるうとし、しんどさを感じてしまっている人がいます。また、「男は仕事」「女は家庭」に代表される、社会に根深く残る性別役割分担意識によって、男性なら「育児休業を取得しなくても取得できない」、女性なら「働き続けたいけど諦めないといけない」など、自分の生き方の幅を狭めざるを得ない場合もあります。(1)

## 誰もが自分らしく生きられるように

男女共同参画社会とは、誰もが性別にとらわれずに、それぞれの個性と能力が発揮できる社会、つまり、誰もが自分らしく生きられる社会のことです。男女共同参画を進めることは、女性のためという認識を持つている人もいれると思いますが、決してそうではない。女性が経済的責任から解放されるなど、男性にとっても生きやすくなるため、性別に関係なく大切なことです。

性別にとらわれずに誰もが自分らしく生きられるよう、一人ひとりが自身の意識や社会にあるジェンダーに気づき、そして、今ある課題にしっかりと向き合うことが求められているのではないのでしょうか。

## ご利用ください 男女共同参画ルーム

男女共同参画社会の実現を目指す多様な活動を支援することを目的とした拠点スペースとして、どなたでも自由に利用いただけます。男女共同参画に関する図書の出し出しも行っていきます。

グループ相互の交流、情報交換、少人数での打ち合わせなどにご利用ください。



## 男女共同参画フォーラム 講演会&映画上映会

**講演 「実写版『アラジン』の魅力!」**  
実写版「アラジン」を切り口として、ディズニープリンセスの描かれ方の変容や日本が抱えるジェンダーの課題についてお話しさせていただきます。※手話通訳あり。  
**講師** 関西学院大学人間福祉学部教授 今井 小の実さん

**映画上映 「実写版『アラジン』」**  
人生を変えたいと思っている青年が、プリンセスとランプの魔人と出会う。この出会いによって、本当の願いに気付いた3人は、果たしてそれを叶えることができるのか。(吹き替え・字幕付き)

**日時** 7月3日(土) 13時~16時15分  
**場所** パープルホール小ホール  
**定員** 先着80人  
**共催** 藤井寺市・藤井寺市人権のまちづくり協会  
**申込方法** 電話、ファックス又はQRコードを読み取り、市ホームページの申し込みフォームで



※新型コロナウイルス感染症の影響で、掲載の内容が変更となる場合があります。

**申込・問合せ先** 協働人権課人権推進担当 (1階④番窓口)  
☎939・1059 ⑨952・8981  
✉kyoudou-jinken@city.fujidera.lg.jp



「第4期男女共同参画のための藤井寺市行動計画」を策定し、様々な施策を推進してきました。令和3年3月には、これまでの成果と課題を踏まえ、「第4期男女共同参画のための藤井寺市行動計画」を策定しました。誰もが自分らしく生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、今後も取り組みを進めていきます。皆さんのご理解と協力によるしくお願います。計画の内容は、市ホームページをご覧ください。